



IASB会議報告（第107回会議）

国際会計基準審議会理事 やま だ たつ み 山田 辰己
 ※ IASB：国際会計基準審議会



IASB本部ビル（ロンドン）

IASB（国際会計基準審議会）の第107回会議が、2010年1月20日と21日の2日間、また、米国財務会計基準審議会（FASB）との合同会議が1月18日から20日までの3日間、ロンドンのIASB本部で開催された。

第107回会議でのIASBの議論では、①退職後給付、②財務諸表の表示、③金融商品（ヘッジ会計）、④IFRS第5号（廃止事業）の改訂（公開期間を60日とすることが暫定合意され

た）、⑤IFRS第1号（初度適用）の改訂（改訂されたIFRS第7号（金融商品：開示）の経過措置を初度適用企業にも適用するための改訂で、2010年1月に改訂後の基準が公表された）及び⑥国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）の活動状況が議論された。教育セッションとして、認識の中止プロジェクトに関連して、金融資産と金融負債の相殺について議論が行われた。

一方、FASBとの合同会議では、⑦収益認識、⑧公正価値測定、⑨財務諸表の表示、⑩連結範囲、⑪リース、⑫金融商品の資本と負債の区分、⑬保険会計、⑭金融商品（ヘッジ会計）、⑮金融商品（分類及び測定：金融負債）が議論された。合同会議では、教育セッションとして、連結

（IASBの支配モデルに関する議論）及び金融商品（ヘッジ会計に関する関係者との各種会合の結果の説明）が取り上げられた。

IASB会議には理事15名が参加した（ウォレン・マグレガー氏はオーストラリアからテレビで参加）。FASBとの合同会議には、FASBのボードメンバー全員が参加した。本稿では、これらのうち、①、②及び⑦から⑫まで、さらに、⑭の議論の内容を紹介する。

本会議のより詳しい解説は、財団法人財務会計基準機構（企業会計基準委員会）の会員専用ホームページで入手できるので、興味のある方はそちらも参照していただきたい（<http://www.asb.or.jp/>）。

IASB会議

1 退職後給付

今回は、①退職後給付に関する開示内容及び②解雇給付（termination benefits）について議論が行われた。

(1) 退職後給付に関する開示

今回は、公開草案に含める開示内容について議論が行われた。スタッフから提案された開示提案は、第125A項から第125AB項までの28パラグラフにわたるもので、広範かつ

多岐にわたるものとなっていた。多くの開示要求は、IFRS第4号（保険契約）やIFRS第7号（金融商品：開示）での開示要求を退職後給付にも適用しようとするものであった。

議論の結果、開示要求が多すぎる

ので、これらを整理・縮小することが暫定的に合意され、その見直しを行うことがスタッフに指示された。

(2) 解雇給付

① 経緯

2005年6月に、IFRS第3号（企業結合）の公開草案の公表と同時に、IAS第37号（引当金、偶発負債及び偶発資産）の改訂とともにIAS第19号（従業員給付）の中の解雇給付の改訂に関する公開草案が公表されている。これは、米国会計基準（当時の解雇給付に関するSFAS第146号（退出又は処分活動に関連する費用の会計処理）で、現在は、ASCトピック420（退出又は処分費用債務（Exit or Disposal Cost Obligations）となっている）との短期的なコンバージェンスを目指すための提案であった。その後、解雇給付の改訂は、IAS第37号の議論の進展を待っていたため進んでいなかった。2009年10月の会議では、解雇給付の改訂内容は2011年1月1日以降に開始する事業年度から適用することとし（早期適用が許容される）、IFRIC第14号（IAS第19号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係）の改訂とともに最終基準化が図られる予定であったが、解雇給付に関してさらに検討すべき点があることから、IFRIC第14号（2009年11月公表）とは別に公表されることになっている（2010年第1四半期と思われる）。今回は、2005年の公開草案に含まれている解雇給付の定義をさらに改訂することがスタッフから提案され、検討が行われた。

② 2005年の公開草案での提案

2005年の公開草案では、次の改訂が提案されていた。

- ・ 定義を変更し、従業員の任意の

解雇受入れの意思決定と交換に支払われる給付は、従業員に対して短期間に提案されるものである場合のみ解雇給付となる。

- ・ 任意の解雇給付（voluntary termination benefits）は、従業員が解雇を受け入れた時点で認識する。
- ・ 強制解雇給付（involuntary termination benefits）は、従業員に通知することによって認識される。ただし、強制解雇給付を受け取るために追加のサービス提供が必要であれば（これを「stay bonus」と呼んでいる）、これらの給付は、将来のサービス提供期間にわたって認識する。

③ 今回の改訂提案と議論

今回の改訂提案は、解雇給付に関する規定の内容をより分かりやすいものにするため、次の2点を改訂すべきというものである。

(a) 将来のサービス提供に対して支払われる給付の除外

2005年の公開草案では、解雇給付には、将来のサービス提供に対して支払われる給付（stay bonus）を含むとされている。スタッフは、解雇給付は、解雇を契機に支払われるものに限定し、将来のサービス提供の対価として支払われる給付（stay bonus）は、解雇給付としてではなく、退職後給付として扱うべきであると提案している。

(b) 解雇給付の認識のタイミング

2005年の公開草案では、任意の解雇給付は、①企業が自分の意思で撤回できるもの（discretionary）と②国の規制等で撤回できないもの（non-discretionary）に分けられ、解雇給付の認識のタイミングが異なっている。すなわち、前者は、従業員が解雇を受け入れた時点で認識し、後者

は、強制解雇給付と同じ扱い（従業員への通知時点で認識）を適用するとされている。スタッフは、この取扱いを変え、解雇給付の認識時点は、企業が解雇給付の提供の提案を撤回できなくなった時点とすることを提案している。具体的には、次のとおりとなる。

- ・ 従業員が受諾する前に企業が撤回できる任意の解雇給付は、従業員が解雇を受け入れた時点で認識する。
- ・ 強制解雇給付又は企業が撤回できない任意の解雇給付は、企業が従業員に通知することによって認識される。

議論の結果、上記(a)及び(b)に示したスタッフの提案が、暫定的に合意された。

2 財務諸表の表示

今回は、FASBとの合同会議の後に、IASBの単独会議が行われ、FASBと合同で議論された項目も含め、①セグメント開示、②金融機関における直接法によるキャッシュ・フロー計算書の表示、③費用対効果（costs and benefits）及び④純負債（net debt）について議論が行われた。ここでは、③を除く議論を紹介する。

(1) セグメント開示

IFRS第8号（営業セグメント：Operating Segment）の改訂は、2009年1月19日にFASBと合同で議論され合意された内容（後述）以外には行わないことが暫定的に合意された。

(2) 金融機関における直接法による

キャッシュ・フロー計算書の表示
ディスカッション・ペーパーに対して金融機関から指摘された懸念に対しては、既に、IASBはかなり対

応を行っている。これらには、例えば、勘定科目ごとの一体性原則の適用（カテゴリー段階での一体性原則の適用への緩和）、短期的な流動性の開示（開示要求の撤回）、包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書との調整表注記（調整表の開示を撤回し、より簡素化された主要勘定科目の期中変動の注記開示に変更）及びカテゴリーの定義（財務資産を財務区分ではなく、事業区分に含めることに変更）といったものがある。

今回議論されたのは、金融機関の直接法によるキャッシュ・フロー計算書は、どのようにキャッシュ・フローを表示すべきかという点であった。金融機関では、住宅ローンの支払いが、既に銀行に預金として預けられている口座からの支払いである場合には、これは、内部の資金振替えであり、現金の増加にはなっていないので、これらを「住宅ローン債権からの現金」とは表示していない。また、銀行が受領する手数料からの

キャッシュ・フローは、取引時点では起こらない。なぜなら、手数料は、顧客の口座の増加又は減少となるだけで、これらが外部への資金の流出又は流入とは直接に関連していない。このように、金融機関の場合には、特別に検討すべき論点がある。

議論の結果、直接法によるキャッシュ・フロー計算書でどのようにキャッシュ・フローの動きを表示したらいいかについて、外部との意見交換も含めて、さらに検討することがスタッフに指示された。

(3) 純負債

2009年9月の会議で、純負債に関する情報を開示することが適切と判断されている。また、純負債の定義は、財務区分に含まれる金融負債から当該金融負債の返済に充てられる資源（資産）を控除したものであることが暫定合意されている。

しかし、今回、スタッフから、純負債の定義に対して多様な意見があることを踏まえて、純負債の開示要

求を変更する提案がなされた。スタッフからは、次の3つの代替案が提案された。

- (a) 主要な勘定科目の変動を開示させるものの、純負債に関する情報開示は求めない（代替案A）
- (b) 通常、純負債を構成すると考えられている勘定科目についての期中変動の情報を提供するが、これらを1か所にまとめて表示することは求めない（代替案B）
- (c) 代替案Bと類似するが、通常、純負債を構成すると考えられている勘定科目についての期中変動の情報を、1つの注記にまとめて表示することを求める（代替案C）

議論の結果、代替案Cを採用することが、暫定的に合意された。具体的には、負債カテゴリーに含まれるすべての勘定科目、現金、短期投資及びファイナンス・リースといった勘定科目を、1つの注記にまとめて表示することになる。

IASBとFASBの合同会議

1 収益認識

今回は、開示について議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) IFRS第7号にある開示目的と同様な高次元の開示目的を設定する。

そのような開示目的は、例えば、次のようなものである（今後、スタッフがさらに詰めることになる）。

「企業は、次のような質的情報及び数的情報を開示しなければならない。

- ・ 顧客との契約から生じ、財務諸表に認識されている金額を識別し説明する情報
- ・ 顧客との契約から生じるリスクの性質及び程度を、財務諸表

の利用者が評価できるようにする情報、及び企業のリスク管理についての情報」

(b) 次のような開示を求める。

- (i) 顧客と締結した契約の性質及

CU000s	グロス		ネット契約 ポジション
	権利	義務	
期首残高	36,990	-39,867	-2,877
見積りの変更	-381	703	322
新規獲得契約	61,223	-61,223	-
事前合意された既存契約の変動	1,256	-1,256	-
売掛金に振り替えられた対価に対する権利	-42,134	-	-42,134
当期の履行に関連して認識された収益	-	37,562	37,562
企業結合において取得された契約	1,000	-754	246
期末残高	57,954	-64,835	-6,881

び関連する会計方針
 (ii) 顧客との契約を会計処理する
 のに用いた主たる判断
 (iii) ネットの契約ポジションにつ
 いての期首残高と期末残高の調整
 例えば、次のような開示となる。

(iv) 期末の履行義務の合計額及び
 その履行予想時期
 (v) 不利な契約の範囲及び金額並
 びに不利となった理由を含む不
 利な契約に関する情報

2 公正価値測定

今回は、次の点について議論が行
 われ、次の点が暫定的に合意された。

論 点	暫定合意
公正価値の定義	<ul style="list-style-type: none"> 最終基準において、「公正価値」という用語を用いることとする。 公正価値は「出口価格」として定義する。公正価値を出口価格とすることで、公正価値を適用することが適切でないケースがあるかどうかは、適用範囲の議論で検討する。
市場が活発でなくなったときの公正価値測定	<ul style="list-style-type: none"> 資産又は負債の取引量及び活動水準に重要な低下があった場合に、専門家諮問グループが示したガイダンス（2008年10月に公表）を適用する。 ガイダンスは、観察された取引価格が正常なものかどうかに焦点を絞るべきで、市場の活動水準に焦点を当てるべきではない。 取引が正常でないという証拠がない限り、企業は、観察可能な取引価格を考慮しなければならない。取引が正常であるかどうかを判定するための十分な情報を企業が有していない場合には、公正価値測定のためにさらなる分析を行わなければならない。
当初認識時の公正価値	<p>取引価格が公正価値を示さない場合があることを示唆する例を最終基準の中で示すこととし、その例示として次のものを掲げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連当事者間の取引の場合。 強制的に取引が行われる、又は売り手が取引価格を受諾することを強制される場合。 取引の会計単位が、公正価値で測定される資産又は負債の会計単位と異なる場合。 取引が行われる市場が、企業が資産又は負債を販売する市場と異なる場合。
初日の損益の認識	<p>この問題を本プロジェクトで扱うことはしない。</p>
負債の公正価値測定	<p>負債の公正価値測定に関するガイダンスを、①譲渡概念及び②負債の公正価値は対応する資産の公正価値と同じであるという概念をベースに作成する。具体的には、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 負債の移転を表す活発な市場における公表価格がない場合、企業は次のとおり負債の公正価値を測定する。 <ol style="list-style-type: none"> 同一の負債が資産として売買されている場合で、その公表価格が入手可能であれば、それを用いる（レベル1の測定）。 公表価格が入手できない場合、類似の負債の公表価格、又は類似の負債が資産として売買されている場合はその公表価格（レベル2の測定）。 観察可能なインプットが入手できない場合は、次のような他の評価技法を用いる。 <ul style="list-style-type: none"> インカム・アプローチ（例えば、現在価値技法）。 マーケット・アプローチ（例えば、市場参加者が同一の負債を移転するために支払うであろう又は同一の負債を引き受けるために受け取るであろう金額を用いる）。 現在価値技法を適用する際に、市場参加者が義務を引き受けるために要求するであろう対価について記述する。 負債の移転は、市場参加者である譲受人が義務を履行するための知識及び能力を有していると仮定することを明確化する。 企業は、負債が資産として売買されている場合の公正価値は、負債の公正価値を表すか否かを決定しなければならない。対応資産の公正価値が負債の公正価値を表さない場合、対応資産の公正価値に調整を加える。 対応資産が取引所で売買されているかどうかにかかわらず、対応資産の公正価値が複合金融商品の公正価値を表している。 市場参加者が用いるであろう方法論を用いて、企業が対応資産の公正価値を測定しなければならない。 活発な市場における対応資産の公表価格は、その公表価格に調整が要求されない場合、その負債に関するレベル1の公正価値測定となる。
不履行リスク	<ul style="list-style-type: none"> 負債の公正価値には、不履行リスクの影響を含む。 信用リスク以外にどのような要素が「不履行リスク」に含まれるかを明確にする。
負債の譲渡に関する制限	<p>譲渡制限の影響が負債の公正価値計算の他の要素で既に織り込まれている場合には、当該譲渡制限の影響について、さらに調整されるべきではない。</p>

企業自身の持分金融商品の公正価値測定	企業自身の持分金融商品の公正価値測定に関するガイダンスを、最終基準に織り込む。
市場参加者の観点	<ul style="list-style-type: none"> 公正価値測定は、市場をベースとし、市場参加者が資産又は負債をプライシングする際に用いるであろう仮定を反映する。 市場参加者は、通常、かつ、慣行的なデューデリジェンスを通じて獲得されるかもしれない情報を含め、すべての入手可能な情報に基づき、資産又は負債及び取引について合理的な理解を有していると仮定する。 市場参加者が独立しているとは、彼らが相互に独立しているということであり、関連当事者ではないということである。 関連当事者間取引が市場条件で行われた場合には、その取引の価格を公正価値測定のインプットとして用いることができる。 市場参加者が考慮するであろう情報で調整された、企業の自己のデータから導かれた観察不能なインプットは、市場参加者の仮定と考えられ、公正価値測定の目的を満たす。
参照市場	<ul style="list-style-type: none"> 企業が市場にアクセスできるのであれば、公正価値測定における参照市場は、主要な（又は最も有利な）市場である。 主要な市場は、資産又は負債の活動の量及び水準が最も大きい市場であることを明確化する。 主要な市場は、企業が通常取引を行う市場であるという仮定を置く。企業は、通常取引を行う市場よりも取引量の多い市場をすべて調査する必要はない。 最も有利な市場の決定に当たっては、取引費用及び輸送費用の双方を考慮する。

3 財務諸表の表示

今回は、2009年10月からの継続で、性質別（例えば、損益項目を原材料費や労務費といった費目の性質で分解表示する）及び機能別（例えば、売上原価や販売費、一般管理費といった費目が果たす機能で分解表示する）の財務諸表の分解表示について議論が行われた。具体的には、今後公表する公開草案に含めるセグメント情報などでの開示に関して議論が行われた。

議論の結果、①公開草案における取扱い及び②セグメント情報の注記の改訂について、次の点が暫定的に合意された。

(1) 公開草案における取扱い

今後公表される公開草案において、次の点を明確にする。

- (a) 報告セグメントを1つだけ有する企業は、包括利益計算書において収益及び費用項目に関する性質別分解情報を表示するのではなく、注記において開示できることを明示する。さらに、注記において性質

別の情報を開示する際には、機能別情報も同時に開示することとする。

- (b) 複数の報告セグメントを有する企業は、セグメント注記において、収益及び費用項目を性質別かつ機能別に分解表示することを明示する。
- (c) セグメント注記において、収益及び費用項目を性質別かつ機能別に分解表示する企業は、包括利益計算書においては、機能別に分解表示することを明示する。
- (d) 企業が、将来キャッシュ・フローの金額、タイミング及び不確実性を評価するために有用な情報を表示するという方法で、収益及び費用項目を分解表示しなければならないというディスカッション・ペーパーでの提案を維持する。したがって、機能別分解が包括利益計算書上の情報の有用性を高めるものとならない場合には、企業は収益及び費用項目を性質別のみで分解表示しなければならない。

(2) セグメント情報注記の改訂

ASCトピック280（セグメント報告: Segment Reporting）及びIFRS第8号を次のように改訂することが、

暫定的に合意された（この改訂は、公開草案に含まれる予定）。

- (a) 収益及び費用項目を性質別にセグメント情報で表示する企業には、包括利益計算書とセグメント注記との間で整合的に項目を分類することを求める。
- (b) 企業には、報告セグメントとして区分表示するための規準を満たさない営業セグメント活動を、企業の全社活動（corporate activities）から分けて表示することを求める。
- (c) 企業には、報告セグメントの営業利益（損失）を、包括利益計算書で表示される連結営業利益に調整することを求める。

4 連結

今回は、①議決権を通じた支配（過半数以下の議決権しか有していない場合の支配を含む）、②オプション及び転換金融商品、及び③代理人関係（解雇権（kick-out rights）を含む）の3つが議論された。

(1) 議決権を通じた支配



Rex
Rep&Expert

REXアドバイザーズ

**公認会計士の
転職支援**

「今後更なるご活躍のステージをご案内します。」
IFRS、国際税務、M&A、再生、組織再編、事業承継

まずは
ご相談
から

転職相談REX

検索

www.career-adv.jp

特徴

相談重視 キャリア相談平均75分
活動を徹底サポート 担当2名制
忙しい候補者に代わってJOBサーチ

Rex Rep&Expert
■会計士の転職支援
■管理部門の人材紹介
厚生労働大臣許可 13-ユ-300031

平日20時以降、土曜日の面談可能●秘密厳守

株式会社 レックスアドバイザーズ
〒105-0013 東京都港区浜松町1-30-5 浜松町スクエア Studio1807
TEL:03-3436-1721 FAX:03-3436-1722

IASBは、これまでの議論で、他の企業に対する「支配」を、自らのためにリターンを生み出すように、他の企業の活動を指示する、報告企業のパワーであると定義している。

そして、パワーは次のような特徴を持つという点に暫定的に合意している。

(a) パワーは、リターンに重要な影響を及ぼすような他の企業の活動を指示する際に、自らの意思を強制する、報告企業の現在の能力である。

(b) 現に行使されている必要はない。

(c) 絶対的なものである必要はない。

(d) 現在の事実及び状況を基礎として評価される。

今回、このような特徴が、企業が議決権の過半数未満しか保有していないにもかかわらず支配をしている状況を議論する際にも、有効かどうか議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) 議決権をベースに支配を評価するときには、次のように取り扱う。

(i) 他のアレンジメントがない場合に、他の企業における議決権の過半数を有する報告企業は、支配の定義におけるパワーの要素を満たす。

(ii) 他の企業の議決権の過半数を有しない報告企業が、リターンに重要な影響を及ぼす当該企業の活動を指示できる法律上又は契約上の能力を有する場合、報告企業は、支配の定義におけるパワーの要素を満たす。

(b) IASBは、他の企業の議決権の過半数を有しない報告企業は、①報告企業が、他の株主又は組織化された株主のグループより非常に

多い (significantly more) 議決権を有しており、②他の株主が広く分散しているときには、支配の定義におけるパワーの要素を満たすと暫定的に合意した。

(c) FASBは、そのような報告企業は、支配の定義におけるパワーの要素を満たすためには、リターンに重要な影響を及ぼす当該企業の活動を指示したことを証明しなければならないということに暫定的に合意した。

(2) オプション及び転換金融商品

潜在的議決権（例えば、オプション又は転換金融商品）は、リターンに重要な影響を及ぼす企業の活動を指示する現在の能力を、報告企業に与え得るかどうか議論された。

議論の結果、報告企業が、リターンに重要な影響を及ぼす企業の活動を指示する現在の能力を、議決権を通じて保有しているかどうかの評価を行うときには、潜在的議決権を考慮すべきことが暫定的に合意された。

そのような考慮に当たっては、報告企業の議決権だけではなく、潜在的議決権に関連するすべての事実及び状況をも検討しなければならない。

(3) 代理人関係

今回は、意思決定者又はサービス提供者が代理人又は本人のどちらとして行動しているかを決定するために、どのような要素を検討すべきかについて議論が行われた。また、解任権についても、複数の関連していない当事者の合意によって行使できる解任権は、実質を有しており、代理人関係を評価する際には考慮しなければならないかどうかについて議論が行われた。今回は、議論が行われ、スタッフに対して今後検討すべき方向性などについての感触を与えるこ

とが目的であり、意思決定された事項はない。

5 リース

今回は、①償却原価アプローチの下におけるオプション及び偶発リース料（「変動リース料」とも訳されることがある）（contingent rentals）のあるリース契約の当初認識時以降の測定、②短期リースに対する適用除外及び③貸し手が保有する投資不動産の会計処理の3つが議論された。

(1) 償却原価アプローチにおけるオプション及び偶発リース料の当初認識時以降の測定

2009年11月の会議では、借り手の支払義務及び貸し手の受取債権の当初認識時以降の再測定は、実効金利法を用いた償却原価で行うべきであることについて、次のように暫定合意されている。

- (a) 借り手のリース料支払義務の当初測定は、将来のリース料支払いを割引いた現在価値で行う。割引率は、リース契約に含まれる暗黙の利率が信頼をもって決定できる場合には、それを用いる。そうでないときは、借り手の追加借入利率を用いる。借り手の支払義務の当初認識時以降の測定は、実効利率を用いた償却原価で行う。借り手が、追加借入利率の変動を反映するためにリース料支払義務を見直すことは認めない。見積リース期間に変動があったときに追加借入利率を再評価すべきかどうかについては、今後検討する。さらに、支払義務を公正価値で測定するオプションは認めない。
- (b) 貸し手の受取債権の当初測定は、

率で割り引いた、借り手による将来リース料支払いの現在価値及び(b)当初直接費用の合計額である。貸し手の受取債権の当初認識以後の測定は、実効金利を用いた償却原価である。

今回は、①リース期間が事後的に変更された場合及び②偶発リース料支払額が変動した場合に、当初認識時以降の測定はどのように行うべきかが議論された。

このうち、前者に関連して、2009年11月の議論では、借り手にリースの更新権又は解約権といったオプションが付与されているリース契約においては、①認識すべきリース期間は、かなり発生確率の高いものの中で最長の期間とすること及び②リース期間は、それぞれの報告期間末で再評価することが暫定合意されている。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 償却原価アプローチで用いる借り手の割引率（追加借入利率など）は、見積リース期間の変更があった場合、見直すべきではない。
- (b) 償却原価アプローチで用いる借り手の割引率（追加借入利率など）は、偶発リース料が変動参照金利に連動する場合（例えば、偶発リース料がLIBORにリンクしている場合には、偶発リース料の再評価が行われ、変動金利の市場の変動が考慮されるように追加借入利率の見直しが行われる）を除き、偶発リース料の支払額に変更があった場合、見直すべきではない。
- (c) 償却原価アプローチで用いる貸し手の割引率は、見積リース期間の変更があった場合、見直すべきではない。
- (d) 償却原価アプローチで用いる貸

し手の割引率は、偶発リース料が変動参照金利に連動する場合を除き、偶発リース料の支払額に変更があった場合、見直すべきではない。

(2) 短期リースの適用除外

2009年12月に新しいリース会計基準の適用範囲から、短期リースを除外するかどうか議論されたが、結論に至らず、スタッフに対して検討を行うことが指示されていた。それを受けて、今回、議論が行われた。議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 借り手が短期リースに対してリース会計の簡便法（期中の発生はすべて費用として処理し、期末に残存するものみの利用権及びその支払義務を財政状態計算書で認識する）を用いることを許容する。
- (b) 貸し手に対しては、短期リースを適用除外するオプションを付与する。
- (c) 短期リースは、最長リース可能期間が12か月以内のものと定義する。

(3) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収益若しくは資本増加又はその両方を目的として保有する不動産と定義される。つまり、投資不動産の保有者は、その価値を不動産の売却又は賃貸により実現する。投資不動産の保有者が賃貸を通じてその価値を実現する場合、保有者は貸し手となる。このため、リース会計をどのように投資不動産に適用するかが議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 貸し手が投資不動産を原価で測定している場合には、当該投資不動産に新しいリース会計基準を適

IFRS

英語版

IFRS公式基準集 2010年版

(2010年1月1日時点公表の全基準収録)

International Financial Reporting Standards 2010

Official Pronouncements as issued at 1 January 2010

全2巻 ¥13,860.-



● IFRS実務解説書 ●

Deloitte & Touche 編

Deloitte iGAAP 2010

- A Guide to IFRS Reporting ¥24,024.-

KPMG 編

Insights into IFRS 2009/10

¥31,185.-

PricewaterhouseCoopers 編

IFRS Manual of Accounting 2010

¥26,134.-

Ernst & Young 編

International GAAP 2010

¥34,650.-

各文献の詳細は弊社HPをご覧ください

* 全て英語文献

* 記載の価格は2010年3月現在の消費税を含む総額です。(送料弊社負担)

ご注文・お問い合わせ

株式会社 雄松堂ファンタス

〒112-0012 東京都文京区大塚3-42-3

Tel: 03-3943-5891 / Fax: 03-3943-9104

E-mail: bls@yushodo.co.jp

HP: http://www.yushodo.co.jp/bl/

用する。

(b) IASBは、投資不動産がIAS第40号(投資不動産)に従って、公正価値で測定されている場合には、当該投資不動産に新しいリース会計基準を適用しないことに暫定的に合意した。

(c) FASBは、投資不動産に公正価値測定を認めるという会計基準を有していないので、スタッフに対して、米国会計基準の下で、投資不動産を公正価値で測定することを要求又は許容するかどうかを検討する問題を議題として取り上げるように準備することを指示した。

6 資本と負債の区分

今回の会議では、これまでに検討してきたアプローチとは異なるアプローチを採用する方向性が暫定的に合意された。それは、現在のIAS第32号(金融商品:表示)の考え方をベースにして、これに次のような修正を加えるものである。これを「改訂IAS第32号アプローチ(modified IAS32 approach)」と呼んでいる。

(a) 保有者の死亡又は退職など、ある一定事象が起こったときのみにつけてできる条項を持つ金融商品を、持分金融商品に分類する。

(b) プットブル株式を資本と負債の要素に分解することを求める。

(c) 資本に区分するための条件である、固定数の株式と固定額の現金の交換という条件の若干の緩和を行う。

スタッフに対しては、これをベースに、改訂IAS第32号アプローチを、明確にすることが指示された。

7 金融商品(ヘッジ会計)

ヘッジ会計に関する議論を、今後、どのように取り進めるかに関して検討が行われた。スタッフからは、ヘッジ会計の問題を包括的に取り上げて検討するという案と、金融商品の分類と測定に関連するヘッジ会計に範囲を限定して検討するという案の2つが提示された。

議論の結果、ヘッジ会計を包括的に議論することが暫定的に合意された。この案では、非金融商品のヘッジ会計なども検討されることとなる。しかし、FASBが2010年3月までに金融商品の分類及び測定、ヘッジ会計などを含む包括的公開草案を公表しようとしていること及びIASBも2010年第1四半期にヘッジ会計の公開草案を公表することを予定しているため、まず、金融商品をヘッジ対象とするヘッジ会計問題を検討することになる。非金融商品をヘッジ対象とするヘッジ会計などの問題は、その後に検討されることになる。このようにすることで、ヘッジ会計に関するすべての問題の検討を2010年上半年期には終了する予定である。

教材コード	J 0 2 0 5 7 0
研修コード	2 1 0 3 0 1
履修単位	1単位